

【資料1】就業規則例

第 場（兼業を行なう場合）

- 1 . 従業員が、兼業を行なう場合は、「兼業許可願い」を会社に提出し、会社の許可を得るものとする。
- 2 . 会社は、兼業先が、次の要件を満たすものに限り許可する。
 - （1）会社の業務に影響を及ぼさない程度の時間であること
 - （2）兼業先の名称や所在地を明らかにできること
 - （3）会社の利害が相反する先でないこと
 - （4）公序良俗に反する業務でないこと
 - （5）兼業に関し税務申告が必要な場合は、法律に則って適正に申告すること
- 3 . 従業員が会社の許可を受けることなく、兼業を行なった場合は、懲戒処分の対象とする。